

介護ウェブ 2021 推進ニュース

■ 2021 年度介護報酬改定の Q&A が示される（第 3 弾、第 4 弾）

3 月 26 日、29 日、厚労省から 2021 年度介護報酬改定に関する追加の Q&A が相次いで発出されました。4 月 1 日からの実施目前の発出となり、法人・事業所では対応に苦労されていると思います。

今回の Q&A では科学的介護情報システム（LIFE）関連の情報を提出する際の利用者同意が必要であるかについて、個人情報収集するものではないとして提出自体に利用者の同意は必要ないとの取り扱いを示しました。ただし加算の算定に関する同意は別途必要になります。

加算の算定に同意が得られない利用者や入所者がいる場合の取り扱いについては、同意を得られていない人も含めて全ての人の情報を提出すれば、同意を得た人の分は算定が可能としました。

認知症介護基礎研修を受講できるよう事業者に義務付ける対象の取り扱いでは、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修などの認知症介護に関する研修を修了した人は対象外として問題ないことが示されました。一方、認知症サポーター等養成講座の修了者は受講が必要になります。

外国人職員については、EPA 介護福祉士、在留資格「介護」などの医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従事者で直接介護に携わる可能性のある人は在留資格にかかわらず対象に含めることとしました。

小規模多機能型居宅介護では、過疎地域その他これに類する地域で、指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要なだと市町村が認めた場合、認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限って登録定員、通所・宿泊サービスの利用定員を超えてサービス提供ができます。この場合の「過疎地域」の対象範囲をどの地域まで設定するかについては、市町村が判断して差し支えないとしています。

訪問介護の通院等乗降介助では、1 日に複数の医療機関を受診する場合、医療機関から医療機関への移送に伴う事例での算定の要点を示しています。居宅以外でのバスなどの公共交通機関への乗降、院内の移動の介助などのサービス行為だけでは訪問介護を算定することができないと説明されました。医療機関から医療機関へ移送するだけでは算定できないとする一方、居宅が起点か終点となる場合であれば医療機関から医療機関への移送も同一事業所が行う場合に限り算定できるとの見解が示されました。

・参考：「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000760502.pdf>

・参考：「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.4) (令和 3 年 3 月 29 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000761356.pdf>

・全日本民医連の職員専用ページに介護報酬 2021 年改定関係資料をアップロードしていますのでご覧ください。

URL : <https://www.min-iren.gr.jp/kaiin/05-kaigo-hukushi/10-kaigohoshu/10-kaigohoshu2021.html>

※「ユーザー名」「パスワード」は各県連にご確認ください。

■ 各地の取り組み

○全介護従事者を新型コロナワクチン優先接種の対象に加えることを求める要望書を府へ提出（京都民医連）（別添①賛同団体の内訳グラフ）

3 月 31 日、京都民医連は新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け優先接種を巡り、全ての介護従事者を対象に加えるため国に働き掛けるように求める要望書を京都府に提出しました。介護サービスなどを担う府内 251

事業所・団体から署名が集まりました。多くの介護事業所から賛同が寄せられたのは、国のワクチン接種の優先順位の不満・不安の大きさの表れだと思います。

社会福祉法人の関係者から、「法人内には高齢者施設以外にも居宅サービスをしているが、居宅サービス担当職員から『なぜ自分たちは優先接種の対象ではないのか』、との声があり対応に苦慮している」との声も寄せられています。要請書では、この条件では適用範囲が一部にとどまると指摘し、国が応じない場合は府が独自に対応するように求めました。府ワクチン接種対策室は「重く受け止め、課題として検討する」と返答がされました。

京都民医連は引き続き、皆様の声を行政や社会に発信していき、制度改善に向けた運動を強めていきます。ご協力ありがとうございました。



○介護事業所における新型コロナウイルス感染症に関する影響調査を実施

約4割が「経営への影響がある」と回答（熊本民医連）（別添②アンケート集計結果）

3月30日、熊本民医連は県内の介護事業所に対する新型コロナウイルスの影響アンケート調査を実施し、集計結果を発表しました。アンケートは昨年12月～今年1月、県内ほぼ全ての2014介護事業所を対象に実施し、601事業所から回答が寄せられました。（回答率29.8%）

回答を寄せた事業所のうち、新型コロナの経営への影響についての回答として「一定程度ある」（38%）、「深刻」（3%）、「あまりない」（55%）、「無回答」（4%）となり、昨年7～9月の利用者数について、約2割が前期と比べて10%以上減少となりました。

感染対策で困ったこと（複数回答）で最も多かったのは「衛生用品不足・価格高騰」（29.8%）でマスクや手袋などの価格が高くなり、経費が膨らんでいるという声や「外出や面会制限で利用者の認知症が進んだ」、「在宅ヘルパーは代替が難しく、ヘルパーが感染すれば利用者の生活が破綻する」との切実な声が寄せられています。今後はアンケート結果をもとに、国や県に提出する要望書をまとめていきます。



お問い合わせ先 介護ウェア推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨